

令和5年度 第10回山北町農業委員会総会 会議録				
召 集 年 月 日		令和6年1月25日（木）		
召 集 場 所		山北町役場防災対策室		
開 ・ 閉 会 日 時		開会	令和6年1月25日 午前9時30分	
		閉会	令和6年1月25日 午前10時30分	
応（不応）招委員 及び出席並びに欠席委員 出 席 11名 欠 席 0名 (凡 例) ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す		番号	氏 名	出欠等の別
		1 番	杉山 照枝	○
		2 番	二宮 慶晃	○
		3 番	磯崎 加代子	○
		4 番	細谷 晋之	○
		5 番	三尋木 重夫	○
		6 番	高杉 光男	○
		推進委員 山北地区	瀬戸 利男	○
		推進委員 向原地区	遠藤 隆雄	○
		推進委員 岸地区	田渕 康男	○
		推進委員 共和地区	杉本 君雄	○
		推進委員 清水地区	山崎 貞和	○
会 議 録 署 名 委 員		5 番	三尋木 重夫	1 番 杉山 照枝
出席した事務局			事務局員	中村、瀬戸
会議に付した案件		別 紙 の と お り		
会 議 経 過		別 紙 の と お り		

山 北 町 農 業 委 員 会 第 10 回 総 会 会 議 録

令和6年1月25日

1. 開会

2 議事録署名人

3 議案

議長： 議案 33 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について事務局から説明願います。

事務局： 議案 33 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について説明します。申請地は[]の合計 []m²です。利用権を設定する者は[]、利用権の設定を受ける者は[]です。こちらは、継続案件となっています。

2 ページから 6 ページが計画書です。3 ページをご覧ください。令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月末までの 1 年契約で賃料は 〇〇 円です。

6 ページをご覧ください。[] は水稻を栽培する計画です。[]
[] という稲刈り体験を引き続き行くと聞いています。農業従事者は、[] と
[] の 2 人です。日常的な管理は 2 人で行い、田植えや稲刈り時には参加者を募るよう
です。

7、8ページが位置図と拡大図です。谷峨駅周辺の跨線橋を渡った先に申請箇所があります。

9 ページが公図兼写真方向図です。

10、11 ページが山崎推進委員に現地確認していただいた時の写真です。平坦な場所のため耕作はしやすい場所であることが確認できました。以上です。

議長： 現地を確認した山崎推進委員から何か意見はありますか。

山崎推進委員：事務局の説明とおりです。稲刈り後の処理もしっかりしているので問題ないと思います。

議長：何か意見はありますか。特に意見がなければ、承認の方は挙手をお願いします。
(全員) 挙手。よって議案第 33 号は承認されました。議案第 34 号農地法第 3 条 1 項
の規定による許可申請に対する意見について事務局から説明願います

事務局：12ページをご覧ください。議案34号農地法3条1項の規定による許可申請について説明します。申請地は[]の合計[]㎡です。

貸付人は[REDACTED]、借受人は[REDACTED]です。13 ページから 20 ページが申請書です。今回、貸貸借権を移転します。対価は[REDACTED]筆で年間[REDACTED]円です。

16 ページをご覧ください。茶の栽培を行う予定です。臨時雇用者が 15 名おり、山北町周辺の兼業農家と聞いています。申請地までの通作距離は、車で 10 分から 1 時間です。

17 ページをご覧ください。借受人の年間従事日数は 150 日と要件を満たしております。

18 ページをご覧ください。周辺地域との関係についてですが、農薬をなるべく使用しないで行うとのことで周辺の耕作者に周知をしているとのことです。

21、22 ページが全部事項証明書です。23、24 ページが位置図と拡大図です。地図上で共和のもりセンター周辺に対象地があります。

25 ページが公図兼写真方向図です。

26 ページから 28 ページが杉本推進委員に現地確認していただいた時の写真です。車が入れるスペースがあり、耕作しやすいことを確認しました。以上です。

議長： 現地を確認した杉本推進委員から何か意見はありますか。

杉本推進委員： 貸付人は引き続きお茶の栽培をしますが、年齢が 70 歳ということもあり全ての農地は管理が出来なくなってきたとのことで、一部を借受人に貸すというものです。借受人は貸付人の元でお茶の栽培を学んでいました。農地が荒れるよりは、誰かが管理したほうが地域にとってもいいことだと思います。共和地区のイベントにも参加しており地域との関係は問題ないと思います。

議長： 何か意見はありますか。

瀬戸推進委員： 人は有償で雇うのか。

事務局： ボランティアと聞いております。

杉山委員： お茶の販売する予定はあるのか。

事務局： ふるさと納税の返礼品にしたいという意向があり担当部署に相談しているとのことです。

瀬戸推進委員： 食品衛生法で保健所の許可がないと販売できないのではないかと。

事務局： お茶については保健所への届け出が必要とのことと。

瀬戸推進委員： 自分で加工所をつくるのか。

事務局： 自分で加工所はつきりません。南足柄市の加工所に持っていくと聞いています。

瀬戸推進委員： 加工所に持っていくと他社のお茶と混ざると聞いているが、無農薬のお茶を混ぜて問題はないのか。

杉本推進委員： 個別対応する加工所もある。

杉山委員： 賃貸借の期間が 3 年は短いのではないかと。3 年が経ち出来なかったのではやめまうとならないかと。

事務局： 3 年という期間は貸付人の希望です。また農地法 3 条は合意解約をしない限り自動更新されるので問題がないと思われます。

議長： 何か意見はありますか。特に意見がなければ、承認の方は挙手をお願いします。（全員）挙手。よって議案第 34 号は承認されました。続きまして非農地証明について説明願います。

事務局： 29 ページをご覧ください。非農地証明について説明します。対象地は、[REDACTED] [REDACTED] の [REDACTED] m²です。30 ページが全部事項証明書です。

31、32 ページが位置図、案内図です。[REDACTED] の周辺に対象地があります。

33 ページが公図兼写真方向図です。

34 ページが遠藤推進委員に確認していただいた時の写真です。ご覧のとおりゴミステーションとして利用されていることを確認しました。以上です。

議長： 現地を確認した遠藤推進委員から何か意見はありますか。

遠藤推進委員： 事務局の説明どおりです。

議長：何か意見はありますか。特に意見がなければ、2 件目の非農地証明について説明願います。

事務局：35 ページをご覧ください。2 件目の非農地証明について説明します。対象地は、
[] の合計 [] m²です。
36、37 ページが全部事項証明書です。
38、39 ページが位置図、案内図です。[] の周辺に対象地があります。
40 ページが公図兼写真方向図です。
41 ページから 43 ページが山崎推進委員に確認していただいた時の写真です。ご覧のとおり露天駐車場及び車庫と利用されていることを確認しました。以上です。

議長：何か意見はありますか。特に意見がなければ、3 件目の非農地証明について説明願います。

事務局：44 ページをご覧ください。3 件目の非農地証明について説明します。対象地は、
[] の [] m²です。45 ページが全部事項証明書です。
46、47 ページが位置図、案内図です。[] の周辺に対象地があります。
48 ページが公図兼写真方向図です。
49 ページから 51 ページが遠藤推進委員に確認していただいた時の写真です。駐車場として利用されていることを確認しました。経過としては、[] に駐車場として貸しており、閉店後も近所の住民に貸しているとのこと。今回申請者の実家の売却に伴い周辺の土地も売買しようとしたところ地目が畑であったため非農地証明願が出されました。以上です。

議長：現地を確認した遠藤推進委員から何か意見はありますか。

遠藤推進委員：事務局の説明どおりです。

議長：何か意見はありますか。(特に意見なしの声)

4 その他

議長：その他、特になければ次回総会の日程を決定したいと思います。次回は2 月 26 日 9 時 30 分からということでよろしいでしょうか。

全員：異議なし。

議長：では次回総会は、当日程ということでよろしくお願ひします。

5 閉会

議長：これで山北町農業委員会総会を閉会します。(1 0 : 3 0)